

飛驒市告示第118号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成28年第4回飛驒市議会定例会を招集する。

平成28年8月26日

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

- 1 日 時 平成28年9月2日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

平成28年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年9月2日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第8号	株式会社ねっとかわいの決算報告(第18期)について
第4	報告第9号	株式会社飛騨まんが王国の決算報告(第18期)について
第5	報告第10号	株式会社季古里の決算報告(第15期)について
第6	報告第11号	株式会社飛騨ゆいの決算報告(第1期)について
第7	議案第113号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第8	議案第114号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第9	議案第115号	財産の無償貸付けについて(旧起し太鼓会館跡地)
第10	議案第116号	飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について
第11	議案第117号	飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
第12	議案第118号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案第119号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第14	議案第120号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第15	議案第121号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第16	議案第122号	財産の無償譲渡について(旧神岡町釜崎下公衆トイレ)
第17	議案第123号	飛騨市乳用牛導入基金条例について
第18	議案第124号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第19	議案第125号	財産の無償譲渡について(飛騨市壺之町駐車場)
第20	議案第126号	字区域の変更について(神岡町西Ⅱ地区)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第127号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第128号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第23	議案第129号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第24	議案第130号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第25	議案第131号	平成28年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第26	議案第132号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第27	認定第1号	平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第2号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第3号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第4号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第5号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第6号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第7号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第8号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第9号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第10号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第37	認定第11号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第38	認定第12号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第39	認定第13号	平成27年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第40	認定第14号	平成27年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第41	認定第15号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	報告第 8 号	株式会社ねっとかわいの決算報告（第 1 8 期）について
日程第 4	報告第 9 号	株式会社飛騨まんが王国の決算報告（第 1 8 期）について
日程第 5	報告第 1 0 号	株式会社季古里の決算報告（第 1 5 期）について
日程第 6	報告第 1 1 号	株式会社飛騨ゆいの決算報告（第 1 期）について
日程第 7	議案第 1 1 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8	議案第 1 1 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 9	議案第 1 1 5 号	財産の無償貸付けについて（旧起し太鼓会館跡地）
日程第 1 0	議案第 1 1 6 号	飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 1 1 7 号	飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 1 1 8 号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 1 1 9 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 1 2 0 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	議案第 1 2 1 号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 6	議案第 1 2 2 号	財産の無償譲渡について（旧神岡町釜崎下公衆トイレ）
日程第 1 7	議案第 1 2 3 号	飛騨市乳用牛導入基金条例について
日程第 1 8	議案第 1 2 4 号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 1 2 5 号	財産の無償譲渡について（飛騨市壱之町駐車場）
日程第 2 0	議案第 1 2 6 号	字区域の変更について（神岡町西Ⅱ地区）
日程第 2 1	議案第 1 2 7 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 2	議案第 1 2 8 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 3	議案第 1 2 9 号	平成 2 8 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 4	議案第 1 3 0 号	平成 2 8 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 5	議案第 1 3 1 号	平成 2 8 年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 2 6	議案第 1 3 2 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 7	認定第 1 号	平成 2 7 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 2 号	平成 2 7 年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 3 号	平成 2 7 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 4 号	平成 2 7 年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 5 号	平成 2 7 年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	認定第 6 号	平成 2 7 年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 3	認定第 7 号	平成 2 7 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 4	認定第 8 号	平成 2 7 年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 5	認定第 9 号	平成 2 7 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 6	認定第 1 0 号	平成 2 7 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 7	認定第 1 1 号	平成 2 7 年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 8	認定第 1 2 号	平成 2 7 年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 9	認定第 1 3 号	平成 2 7 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 0	認定第 1 4 号	平成 2 7 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 4 1	認定第 1 5 号	平成 2 7 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	藤	井	義	昌
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	野	村	久	徳
企画部長	水	上	雅	廣
商工観光部長	石	腰		豊
環境水道部長	湯	之	明	宏
市民福祉部長	柚	下		誠
農林部長	柏	原	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	木	順	一
病院管理室長	佐	場	哲	哉
		藤		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十	松	昭	英
書記	中	垣	由	香

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

本日の出席議員は全員であります。執行部側では副市長、小倉孝文君、教育委員会事務局長、清水貢君が欠席です。

それでは、ただ今から平成28年第4回飛騨市議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により12番、森下真次君、13番、高原邦子君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月2日から9月28日までの27日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月28日までの27日間と決定いたしました。

ここで、報告第11号、株式会社飛騨ゆいの決算報告(第1期)について、数字の錯誤による報告案件の差し替えの申し出があり、これを承認いたしましたので報告いたします。

なお、報告案件の差し替えについては、お手元に配付のとおりでありますのでお願いします。ここで、商工観光部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (葛谷寛徳)

商工観光部長、石腰豊君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[商工観光部長 石腰豊 登壇]

□商工観光部長 (石腰豊)

誠に申し訳ございません。報告第11号、この資料につきまして差し替えをお願いします

るものでございます。

内容といたしましては、決算書の表記、こちらの関係が従前にお配りしたものが、平成27年4月1日より平成28年3月31日までとなっております。中身の損益計算書また、株主資本等変動計算書の右上の表記についても連動している関係で同じく誤記をしておりました。

この件につきましては、私どもの資料の方の精査、これを十分にしていなかったことが原因と考えております。今後このようなことがないように努めてまいりますのでどうかお許しを願いたいと思います。

以上でございます。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時04分 再開 午前10時07分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆諸般の報告

◎議長（葛谷寛徳）

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。

議長活動報告および監査委員からの例月現金出納検査報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、平成28年第4回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中御参集賜りまことにありがとうございます。

9月28日までの27日間にわたり、数多くの案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お手元に6月定例会以降の市政及び飛騨市を取り巻く話題等お配りしておりますもの内、主な事柄について御報告を申し上げたいと思います。

初めに8月7日、日曜日、多治見市星ヶ台運動公園駐車場において開催されました「消防感謝祭」第65回岐阜県消防操法大会について御報告を申し上げます。

大会には岐阜県内の28の消防協会等から29チームが参加をいたしまして、飛騨市からは、6月12日の飛騨市消防操法大会において優勝いたしました、河合方面隊第3分団が出場いたしました。また、飛騨市から100名を超える大勢の方に駆けつけていただきまして選手を応援していただきました。

操法におけるタイムは43.98秒と基準タイムの45秒は切りましたものの上位入賞はかなわなかったわけですが、敢闘賞を受賞いたしました。

大会出場に至るまでの長期間にわたる訓練は団員の団結を強固なものとし、飛騨市の安全で安心な地域づくりに貢献されるものと確信をいたしておりまして、改めて消防団の皆様にご敬意を表するとともに、御礼を申し上げる次第でございます。

それから次に、8月8日に開催いたしました「飛騨市ふるさと子ども大使任命証授与式」について御報告を申し上げます。

これはことし4月、河合町で開催をいたしました市民と市長との意見交換会で、小学校4年生のお子さんが、僕も飛騨市のために何かできませんかというお話を発言されました。その場で私が飛騨市の子ども大使に任命しましょうということをお願いし、それを実現する形で実施をしたものでございまして、郷土愛を深めるという目的での事業でございます。

当日は、市内の小学生が30人参加をいただきました。子供さんたちに伝統文化や風土を学びPRに協力してもらおうということで、市内4町の名所を巡るバスツアー開催をいたしまして、河合町では山中和紙の手すき体験、宮川町の種蔵では板倉と棚田の成り立ちを学びました。

そして、神岡町の宙ドームではニュートリノ研究の説明を受けまして、最後に古川町の匠文化館で飛騨の匠の技術を学ぶと、このような行程であったわけでございます。

すべてのプログラムが終了いたしました後、市役所の方で山中和紙で作った任命証と、オリジナルの名刺を私からお1人お1人にお渡しいたしまして、飛騨市の魅力をPRしていただくようお願いをいたしました。

子ども大使は、大変生き生きとした表情をしておられまして、素直さとたくましさを感じられ、将来さまざまな立場で飛騨市に貢献してくれるということを確認した次第でございます。

それから次に、8月23日に行われました「飛騨市小さなまちづくり応援事業市民によるコンペ審査会」につきまして御報告を申し上げます。

これは6月補正予算でお認めいただいた事業でございますけれども、市民の皆様のまちづくり活動を応援するという趣旨で上限30万円の助成金を公開プレゼン方式でコンペ

形式で勝ち取っていただくという企画でございます。

年度途中の事業開始ございまして、いろんなイベントがピークを超える夏を外した時期の募集であったものですから、どのくらい集まってくれるのかと思っておりましたが、15団体と大変多くのエントリーをいただいたところでございます。

市民の皆様も審査委員となる今回のコンペ審査会では、参加された方々が約200名ということでございまして、提案者の方々の工夫を凝らしたプレゼンに熱心に耳を傾けておられました。参加された市民の皆様方からは、こんなすばらしい活動が行われていることを知ることができてよかった。あるいは、自分たちも何かやろうと刺激になったというようなお声をいただいております、こうした公開プレゼン方式での開催を評価する、お声を大変多数いただいたところでございます。

もちろんさまざまな反省点もございまして、次回の開催に向けて改良を加えまして、まちづくり団体間相互の交流、連携の場づくりも含め、市民の皆様のまちづくり活動の支援にさらに力を入れていきたいとこのように思っております。

そして最後に、アニメーション映画「君の名は。」について、御報告申し上げたいと思っております。

この映画は現在公開中ございまして、気鋭のアニメーション映画監督である新海誠さんの最新作ということでございますが、飛騨市の風景が多数登場するという事で大変話題になっております。

ストーリーは、山深い田舎町に住む女子高校生と東京に暮らす男子高校生が夢の中で入れ替わるというストーリーでございまして、その女子高校生が暮らす町、糸守町が架空の町ながら飛騨地方をイメージして制作をされておるということでございます。

映画は8月26日から全国公開されまして、公開開始後3日間で早くも興行収入10億円突破という大ヒットとなっております。

映画の中では、飛騨古川駅や飛騨市図書館、気多若宮神社、宮川町大無雁地内のバス停などが登場いたしておりまして、主人公の語りにも飛騨弁が含まれるというようなことでございます。飛騨市が映画の聖地であるというふうに伝わっておりまして現実にこうしたスポットを訪れる方も既に出始めておるというふうに聞いております。

飛騨市では、公開に先駆けて8月上旬からポスターやチラシを作成いたしまして、首都圏や東海北陸の主な映画館などに配布をいたしております。また、飛騨古川駅には映画の場面と同様に、飛騨牛のキャラクターボードを置くなどしまして、いち早くPRに取り組んできたところでございます。

今後、映画のパネル展や市内での上映会の開催、そういったことも検討しております。市ホームページの紹介ということについても現在準備をしておりまして、映画会社との調整を行っておるところでございます。有名監督のヒット映画の舞台という形で地域のイメージアップや観光誘客に生かしていきたいと考えております。

以上、御報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の発言を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提出理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは今議会に提案いたしております案件について御説明申し上げます。

今回は報告案件が4件、人事案件が2件、財産の無償貸付及び無償譲渡案件が3件、条例の制定及び改正案件が7件、辺地計画の変更案件が1件、字区域の変更案件が1件、補正予算案件が6件決算の認定案件が15件の合計39件でございます。

まず報告案件ですが、株式会社ねっとかわいの決算報告、株式会社飛驒まんが王国の決算報告、株式会社季古里の決算報告、株式会社飛驒ゆいの決算報告でございます。

議案につきましては即決議案としてお願いする案件といたしまして、2件の任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び、財産の無償貸付について（旧起し太鼓会館跡地）の案件でございます。

なお、条例の制定及び改正補正予算などの案件につきましては後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第8号 株式会社ねっとかわいの決算報告（第18期）について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、報告第8号、株式会社ねっとかわいの決算報告（第18期）についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは、報告第8号について説明をさせていただきます。

報告第8号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ねっとかわいに関する第18期の経営状況を別紙のとおり報告する。

決算報告書の方で説明をさせていただきます。

ねっとかわいにつきましては、なかんじょ川、よ〜らん館、YuMeハウス、クリエイトセンター、友雪館、雪姫、アスク山王、やまびこ館、ゆうわ〜くはうすの風呂、食

堂、香愛ローズガーデン、河合スキー場とロッジの食堂、その他イベント事業など14事業を行っておられます。

中へ入りまして、2枚開けていただいたところの損益計算書の方で説明をさせていただきます。期間につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

まず、売上関係でございますが、決算額1億3,910万円余りでございますが対前年比といたしまして1,500万円ほどの減となっております。この大きな要因は、雪不足によります河合スキー場のオープンが1月23日にずれ込んだことによりまして、利用者の総数が5,800人余りとなりまして対前年比7,400人ほどが減少したことが大きな要因でございます。これに伴いまして1,660万円余りの減収となっております。

同じくゆうわ〜くはうすにつきましては、平成27年度売り上げ2,206万円余りということで対前年比190万円余りの減となっております。

ただし、こちらにつきましては、風呂部門が週1回の休みを月、木の週2日に変更をした点、バイキングですか、これが月4回実施しておりましたものを月2回に減少させたということで、利用者の数が約2,000人減りまして、190万円余りの減収となりましたが、人件費、光熱費の縮減を検討されまして実施されましたことにより、経費といたしましては1,110万円余りが縮減をされたということでございます。

指定管理料収入につきましては4,530万円、前年が6,290万円余りでございましたので1,760万円余りの減となっております。続きまして売上原価の関係でございますが、こちらにつきましては650万円余りの減となっております。

これは、今ほど申し上げました売り上げに伴います減、また、会社の中で売れ筋調査、不用品の購入の回避。また、食堂メニューこちらすべての原価を見直したということで、そちらの効果が出ておりました減となっております。

販売費及び一般管理費でございます。こちらは隣のページの販売費及び管理費の計算内訳にも書いてございますが、給与関係が決算時では6,080万円余りの合計ということで、昨年より1,580万円ほどの減をしております。これは先ほど申しました、会社内の経費縮減対策が功を奏したものと考えております。

雑収入の関係でございます。こちら323万円ほどでございますが、ねっとかわいの事業評価の関係、そしてトマト研修者が2名おられまして、そちらの方がアスク山王の施設を1年間借りているということでそちらの収入が計上されております。

最下段へまいりまして、当期純損失につきましては1,112万1,592円となっております。

前ページの方へ戻っていただきまして、貸借対照表の関係でございますが、資産の部、流動資産でございます。

現金及び預金でございますが、昨年より減っておりますが、こちらは売り上げに伴い

ます現金の変動でございます。固定資産の関係でございますが、主なものでは車両運搬具が9万円ほどになっておりますが、中古のスノーモービル二台ということで減価償却がされまして減になっておるものでございます。

下段の方へまいりまして、投資その他の資産、出資金、長期貸付金でございますが、こちらは河合町の元田商店の方で酒の販売をされておりました、よ〜らん館が請け負っておりました。よ〜らん館が、酒類の関係を閉鎖するということで、そちらに投資をしておりました出資金150万円余り。そして長期貸付金150万円余りでございますが、こちらの回収が不可能になったということで、給付金の方に回して支出をしたというものでございます。

資産の部の合計につきましては1億0,793万3,635円となっております。

続きまして負債の部の関係でございますが、こちらの主なものでございますと未払消費税等、こちらにつきましては、分納をしているために380万円ほど減をしております。

預り金につきましては、河合スキー場のパック料金の事業をしておられましたが、先ほど雪不足の関係もございまして75万円ほどの減となっております。負債の部の合計につきましては757万6,870円になります。

純資産の部につきましては、資本剰余金、利益剰余金を足しまして、最終合計、負債純資産の部、1億0,793万3,635円ということで、資産の部と合計が一致いたします。

総括の関係でございますが、聞き取りの中では、これをすべての会社で言えることではございましたが、お客様の満足度がリピーターにつながるという点。そして、職員すべてが営業マンでなければならない点。経費の縮減は不要な経費を削るものであり、けちになるということではないということを念頭に置いて、トーマツさんの指導もあり、それぞれの会社が実践をしておられます。

今後についても、引き続き同様な体制で向かっていきたいということで確認いたしております。

以上でねっとかわいの決算報告につきまして報告を終わらせていただきます。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第8号を終わります。

◆日程第4 報告第9号 株式会社飛驒まんが王国の決算報告（第18期）について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第4、報告第9号、株式会社飛騨まんが王国の決算報告（第18期）についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは説明をさせていただきます。

報告第9号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社飛騨まんが王国に関する第18期の経営状況を別紙のとおり報告する。

1枚開けていただきまして、決算書の方に移らせていただきます。

飛騨まんが王国につきましては、おんり～湯関係の温泉施設、宿泊施設、まんが図書館施設の運営管理、ナチュラル宮川の運營業務、その他の委託業務といたしまして打保ストア、スクールバス等の運転受託業務、これが大きな業務となっております。

さらに、平成27年度より杉原観光やなの業務が加わっております。

2枚ほど開けていただきまして損益計算書の方で説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、当期、前期が逆になっておりますのでよろしく願いいたします。

まず、売り上げの関係でございます。入館売り上げにつきましては、去年は1万6,728人ということで前年比21万円余りの収入増につながっております。

売上高、トータルでいきますと、前年比1,190万円ほど増になっておりますが、この大きな要因といたしましては、先ほど申しました杉原やなの新規事業が加わった点で約800万円の増収、同じくバス運行が10月のダイヤ改正によりまして料金等が変わってまいりましたので、そちらに伴います約870万円の増となっております。

収入関係で、大きなものは特にございませんが、料理の売り上げにつきまして、どうしても入館者の方が、今までは、午前の入館から入っていただきまして食事という形になっておったわけでございますが、午後からの入館が増えたということで、食事をとられない方が多くなり、料理の売り上げについて減をしたということでございます。

売上原価につきましては、今ほど申しましたように、売り上げに連動いたしまして、増減をするものでございまして120万円ほどの減となっております。

特徴といたしましては、杉原やなの仕入れの関係でございますが、当然やなに魚が落ちなければ、その分仕入れをしなければならないということもございまして、昨年度につきましては200万円余の仕入れということになっております。

また戻りますけれどもナチュラルの関係でございます。昨年、結婚式をやられた方がおみえになりまして、仕入れ関係等が増になっております。

販売費及び一般管理費でございますが、給与関係では8,800万円のうち、約4,200万円を占めておりまして47%余りということで、まだまだ縮減の余地があるのではないかとことを思っております。

左の方へ戻っていただきまして、特別利益の指定管理料につきましては、3,020万円余りということで850万円ほどの増となっております。

補助金収入の関係でございますが、この380万円ほどについては、打保ストアの委託金、漫画の本、戸棚を購入いたしましたのでそちらの収入となっております。

続きまして、前ページに戻っていただきまして貸借対照表の関係でございますが、資産の部、現金・預金につきましては、一時的な支出により増減いたすものでして200万円ほどの減になっておりますが特に問題はございませんでした。

中段の方へまいりまして、立替金19万8,000円でございます。これは株式会社飛驒ゆいに会社に移行いたしますので、そちらの登録の関係費用でございました。

固定資産の建物附属設備関係でございます。こちらにつきましては、一昨年サミットハウスの改修をしておりますので、その関係。また、ロジ前こちらの方に池と言いますか、そちらの整備をされておりますので、それについて計上しておるものでございます。

2つほど飛びまして工具器具備品でございます。こちらは、バス1台、軽トラ1台の分が計上してございます。

下段の方へまいりまして、無形固定資産、ソフトウェアの関係でございますが、535万円ほどございます。こちらはホームページの開設、また、それに伴います関連設備の関係の費用。そして、でんば組に飛驒まんが王国の宣伝をしていただいておりますが、そちらの関係が約300万円ほどでございますが、支出されております。

最下段の預託金、若干少ない額でございますが、これはバスのリサイクル料ということで計上されておるものでございます。

資産合計は1億0,174万1,459円となります。右側のほう負債、流動負債の関係でございます。当座貸越につきましては、返済に伴います減ということになっておりました。固定負債、長期借入金の500万円でございますが、年度途中の資金不足を防止するために一時的に借り受けをしたものでございます。

資産の部でございます。株主資本、利益剰余金その他を合計いたしまして、純資産につきましては、6,133万1,423円、負債・純資産合計といたしまして1億0,174万1,459円ということで、資産の部と合計が一致いたします。

こちらにつきましても、トーマツさんの指導の中で、今まで会社自体の目標がぶれておったということがございました。今話の中では飛驒まんが王国につきましては、地域の特性を生かすために、夏場の釣り客を中心にした宿泊者の確保をしたいという点、そして、まんが図書館を核といたしまして、子供を含みます若者層の集客に努めたいというようなことで目標を持っておられます。

これにつきましては、飛驒まんが王国では、スマートフォンでも検索可能なシステムに変えていったということで、御自宅でもその図書館にある本は何があるかというようなことまで検索できるということで、今、対応されております。

飛驒まんが王国の決算につきまして報告を終わらせていただきます。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（中嶋国則）

ちょっと2点お尋ねします。

貸借対照表2ページありますし、それから損益計算書、それから、販売費及び一般管理費の表の中で、科目、当期その次ですけど前年同月と4カ所ほどなっておるんですが、これは、前年同期、月じゃなくて期の違いじゃないかっていうのが1点。

それから、もう1点は監査報告でございますが、清算人というふうになっておりますが、この辺のところちょっとお尋ねをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

まず、最初の御質問の前年同月、これにつきましては申し訳ありませんが、今まですべての報告書に、飛驒まんが王国はこのような表記がされておりました。

先ほど申しましたように、飛驒まんが王国につきましては、通常ですと、左側のところが前期、右側が当期というような表記になっております。これは、昨年と同じような御質問があったんじゃないかと思っております。

そしてもう1点の決算監査の関係でございますが、清算人の方が、決算をしているということよろしいかということでございますよね。

○9番（中嶋国則）

清算人が、監査をされたということですね。監査という役職の方は、みえないということですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

すいません、失礼いたしました。清算人につきましては、3月の総会のときに、それぞれの会社のほうで清算人の方がお決めになられております。

まず、飛驒まんが王国ですと松永氏、ねっとかわいですと中畑氏、株式会社季古里ですと岡田氏、この3名の方が清算人ということで選ばれております。

監査報告につきましては、本来、清算人の方がすべての残ったお金を関係の方にお戻しするということの業務までされております。それが仕事でございます。

したがいまして、清算人につきましては、本来、監査報告書というものが要るのか要らないのかということもございましたが、つけてあるという表現がちょっと良いのか悪いのか分かりませんが、特に問題はないということでございます。

○9番（中嶋国則）

問題ないということですが、前の説明のあったねっとかわいについては、逆に清算人の名前がないわけですが、その辺はいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

すいません。説明が下手で申しわけございません。本来は今申しあげました中畑氏、岡田氏、松永氏この3名の方が清算人ということで、それぞれがたとえばこの最後の書類には判こを押すということで、納めればいっていいということにまずなります。

そして、今のほどの株式会社季古里、この前のねっとかわいの関係については前の監査役の方が判こを押していただいております。

これについても、会社のほうも調べていただいたわけでございますが、問題ないということで、問題ないという表現はよくございませんが、本来なくてもいいというものでしっかりと最終に確認をされたものでございます。

○9番（中嶋国則）

そうしますと、私が思うにこの決算の総会と、それから、清算の総会と二度要るんじゃないかなと思うんです。その辺のことが1点と、もう1点、先ほど最初に質問しましたこの前年同月というのは、どう考えてもミスプリントじゃないかなと。4カ所、思うんですけれども、ミスプリントじゃないということですか。確認します。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

はい、申し訳ありません。私ども今、手元に今までのもの持っておりませんし、不確実なことは、やはり申しあげては具合悪いと思います。おっしゃることは十分わかりますので確認をさせていただきます。

○13番（高原邦子）

この7月に、市民との意見交換会等といろんところ、そしてまた8月、個人的にいろんところを回らしてもらった中で、こういった第三セクター的なところへの資金投入のことについて、なおかつ多額なコンサル業務が入って市民の関心はものすごく高くありました。

それで、お伺いしたいんですけれども、ここは賞与が出されています。前年度に比べまして6倍以上、7倍近く出されています。指定管理料も800万円以上も前年度に比べて多く出されています。本来、今、飛騨市を回っていますと本当に景気が悪くてボーナスが出てない会社多々あるんです。

この賞与という考え方、第三セクターっていうか、市の資本金等々ですが半分以上入っているところは、自治法のこの第243条の規定で、今、このように報告がされて

いるわけなんです、どのような認識でこの賞与というものを市は考えているのか。

市内にはボーナスも出ない会社いくつもあります。市の税金を投入しているところは利益が上がっているなら大いにボーナスだしてもいいと思うんですが、これでは市民が納得いかないと思うんです。どのようなお考えで賞与は出されているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

ただいまの御意見は私どもも同じことを考えておりましたし感じておりました。

これからの会社につきましては、先ほどの経費縮減等のこともございますし、そのあたりは社内のほうでも今しっかり考えておみえになります。

月給の方等についても同じようにすべて、給与体系を統一したり、今ほどおっしゃっていただいたような、賞与の関係についても当然、景気に左右される部分もございますので、そのあたりも考えておみえになりますし、私どももそれはお伝えしているつもりでございます。

○13番（高原邦子）

全く部長の答弁は納得がいきません。トーマツの意見が反映され、いろいろされてきていると思うんです。それなら、なおさら前年度よりも7倍近く賞与の項目出してくるなんて。部長の言っていることは、つじつまが合わないと思うんですよ。そのところ、どのように考えておられますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

答弁というふうには思っておりませんが、私案ということになるかもしれませんが、繰り返す言い方になります。あくまで、今までの会社というのは今ほどおっしゃっていただいたように、給与等については格差ございました。

それぞれの会社、それぞれの考えの中で、給与すべてお支払いをしておられます。これについては、今の役員会の中でも、これではいけないということで、本年度も今の給与体系について統一したいということで今進めておられます。

正直なところまだ最終の統一までは至っておりません。それはやはり地域、地域の現状見られまして賃金等が組まれておりました。

私ども本当にそこは感じておりますし、そこについては今年度いっぱい統一したいということで今進められております。これが私が今確認しておるところでございます。

○8番（前川文博）

ちょっと確認をさせてください。

今これ、次の株式会社季古里も含めて、決算報告ということでことしの3月31日までの分が出てきていると。

先日、全員協議会で説明のあった資料を見ますと、ことしの6月には臨時株主総会ということで、清算事務報告書の承認決議をされるというのが出ているんですが、今の報告書というのは、これの意味合いなんですか。また別に、清算事務というものがあるのか。それによって先ほどの清算人なのか監査人なのかということもあると思うんですが、その辺ちょっと教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

お答えいたします。清算決了といたしまして、最後の清算の手元に残りましたお金を株主様、関係の方に支払いをいたしまして、それがすべて、簡単に言いますと、手持ちのお金がゼロになった段階、その準備が整ったところで報告をさせていただきます。

ということですので今これで代るものではございません。別で報告をさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結し、報告第9号を終わります。

◆日程第5 報告第10号 株式会社季古里の決算報告（第15期）について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、報告第10号、株式会社季古里の決算報告（第15期）についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

報告第10号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社季古里に関する第15期の経営状況を別紙のとおり報告する。

決算報告書の方で説明をさせていただきます。

株式会社季古里につきましては、ホテル季古里、すば〜ふる、ふれあい広場、黒内屋内運動場の運営管理が主なものでございます。

2枚ほど開けていただきまして、損益計算書の方で説明をさせていただきます。

売り上げにつきましては、すば〜ふる関係でございますが、5万7,000人余りということで45万円ほどの増となっております。

レストラン売上高につきましては、食堂部門が外注しておりますので、決算の方には上がってまいりません。その代わり賃貸ということで、家賃収入を収入としております。

ホテル売上高につきましては、インバウンド効果が功を奏しまして、外国人の方が本年度は3,300名ほどお泊まりいただきまして対前年比1,000名増ということで増になってきております。

売上原価につきましては、売り上げの変動によりまして変わるものでございます。

売上総利益につきましては、1億0,900万円余りということで対前年比300万円ほどの増となっております。

販売費及び一般管理費につきましては、1枚開けていただきまして、給与からリース料の方までを計上しております。給与の関係でございますが、4,400万円ほど支出をしておりまして、決算の1億6,300万円ほど、割合でいきますと約45%を占めております。水道光熱費につきましては、原油等の価格減によりまして、縮減が図られております。

損益計算書の方に戻りまして、下段の方の雑収入でございます。

こちらにつきましては520万円ほどでございますが、食堂を飛驒とらふぐさんの方に外注をした関係で180万円ほどの家賃収入となっております。

また、この中身につきましては、ふれあい広場の管理をされてみえます皆様が冬季の仕事がないということで、雪おろしの受託作業、また、道路の倒木処理というような外注を受けておられまして、その収入を計上しておるものでございます。

下段の方へまいりまして、特別利益等の関係でございますが、本年度はゼロでございました。これは決算、施設等の改修工事がなかったということでゼロでございます。

特別損失の関係でございます。役員退職慰労金、これは、退職されます方の退職金ということで計上されております。

当期純利益につきましては215万4,904円ということで対前年比630万円の減となっております。

前のページの方でございますが、貸借対照表の流動資産の関係でございます。

こちらにつきましては、特に大きな変動はございませんが、立替金の16万円ほどでございますが、これは株式会社飛驒ゆいの登録費用ということでございます。

固定資産の関係でございますが、同じく車両運搬具関係、この機具でございますけれども、ごみ用の軽トラ等をお持ちでございますので、そちらが計上してございます。

また、工具、器具及び備品類の関係でございます。これ高压洗浄機の購入が2台、またカラオケ等の器具の購入ということでございました。

下の方へまいりますが、預託金の310万円ほどでございますが、株式会社季古里につきましては、旅館業の免許をお持ちということで、県への預託金ということで計上がされておるものでございます。資産の部の合計は3,867万9,985円でございます。

同じく、この右側の負債の部でございますが、流動負債の関係でございます。1年以内返済長期借入金でございますが、借り入れ等がございませんのでゼロとなります。

未払金につきましては、3月以前の未払金を3月以降に計上したため発生しているものでございます。

固定負債の関係、長期の借り入れ等につきましてはございません。ですので、計上がございません。

純資産の部、株主資本金、利益剰余金をトータルいたしまして、負債・純資産の部に
つきましても、3,867万9,985円ということで同額でございます。

株式会社季古里につきましても、先ほど申しましたように、インバウンド効果これが
ございまして、現在3,300名ほどの入り込み客となっております。恐らくもう少し
状況が続くということで4,000名余りまではいくんではないかということを考えて
ございますが、現在の客単価が、1万2,029円ということがございまして、もう少し
単価の底上げをやらなければならない点、引き続き原価管理、こちらの徹底。そして、
6月議会でもございましたが、すば～ふるの食堂を少しでも早く再オープンさせたいと
いうようなこともお考えでございます。

また、河合スキー場とも連動いたしまして、インバウンドのスキー場というように
とても、今、何かできないかと模索をされております。

以上で、株式会社季古里に関します決算報告を終わらせていただきます。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（野村勝憲）

最後の方で説明ありましたが、すば～ふるのレストラン部分ですけども、今どう
いう状態になっているのか。と申しますのは、この28日に、あるイベントがありまし
て私もお邪魔したんですが、食堂はちゃんと営業されていたものですから、どういう形
態でされているのかちょっとお聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

私の確認したところでは営業時間につきましては、午前11時から午後2時というこ
との3時間なりの営業というふうにまず聞いております。

そして、今、実際にそこに従事されおみえになる方は、飛驒とらふぐさんの方から従
業員の方を1名来ていただきまして、その方に、お願いをしているというようなこと
でございました。

できれば先ほどもありましたように、夜の関係やもう少し時間の延長をしたいとい
うようなこともお聞きをしております。

○11番（野村勝憲）

恐らく、板前さんなんです。一応問題になってくるのはね。そういったところは、飛
驒とらふぐさんから派遣されているのか飲食組合にお願いされているのかどちらなん
でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

私の確認したところでは飛驒とらふぐさんの方から来ていただいておりますというふうに確認しております。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結し、報告第10号を終わります。

◆日程第6 報告第11号 株式会社飛驒ゆいの決算報告（第1期）について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第6、報告第11号、株式会社飛驒ゆいの決算報告（第1期）についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは報告させていただきます。

報告第11号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社飛驒ゆいの経営状況を別紙のとおり報告する。

これにつきましては、資料の差し替えをお願いしたものでございます。

決算につきましては、第1期ということで平成27年の11月2日から平成28年の3月31日まででございます。

こちらにつきましては、1月1日より河合町の山幸工房が株式会社飛驒ゆいで営業されるということがございまして、そちらの分が計上されたという形になります。

それでは、損益計算書の方で説明をさせていただきます。

売上関係につきましては460万円ほどでございますが、すべて山幸工房さんの関係でございます。

商品売上につきましては、これは加工品を買い入れまして、そちらの方の販売となっておりますし、加工雑収入、受託加工収入につきましては、缶詰をつくってくださいとか、真空パック用の袋の販売したものが計上されておるものでございます。

売上原価につきましては、仕入れ等315万円余りということで、売上総利益につきましては、55万6,000円ほどが計上されております。

販売費及び一般管理費でございますが、裏面の方に付けております。

旅費交通費から雑費までの合計ということで411万8,100円余りでございます。

こちらにつきましても、給与関係が104万円ほど占めておりまして、約33%の比率となっております。

続きまして、戻っていただきまして、貸借対照表の関係でございます。

資産の部につきましては、流動資産、現金及び預金は1億8,700万円余り、固定資産につきましては、建物の340万円余り。これにつきましては、今の建物、加工場

を販売場、そして機械装置でございます。

車両関係につきましては、車を2台お持ちでございまして、計上してあるものでございます。

下段の方の、投資その他の資産につきましては、出資金ということで森林組合の方へ5万円の支出、預託金につきましては、軽トラのリサイクル料ということで計上がされております。

純資産の部でございますが、資本金、資本剰余金、資本準備金、そして、今ほど申しました損益の方のマイナス47万2,000円を合計しまして、純資産の部合計は、1億9,952万7,845円ということで、負債・純資産、右側の資産の部、合計につきましては2億0,326万2,971円ということでございます。

以上が、株式会社飛騨ゆいの第1期の決算報告であります。以上でございます。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（高原邦子）

株式会社飛騨ゆいは新しくなったということで、5カ月ぐらいの決算なんで、その内容等々は、なかなか触れることはできないと思うんです。私は今回、このかがみに自治法の第243条の3第2項の規定によりという、このかがみがあります。ここでお尋ねしたいと思っています。

以前から、議員がいろんなことを、第三セクターっていうか、話をしますと、会社経営のことには、なかなか口出せないような答弁がありました。

そして、6月議会ぐらいでしたか、株式会社飛騨ゆいは8割近くの株主なんだから、株主としてしっかりもの言ってくれと。そうしましたら、市長は物を言っていくというふうに変ってきました。

私が言いたいのは、職員の皆さん、以前からここを勘違いしているんじゃないかということなんです。指定管理に出しているほかの会社とかありますが、この第243条というのは、市が2分の1以上出資している、そういった会社に対しては、決算報告等を求めているというのがこの第243条なんです。

そこには、何て書いてあるか。一応、読ませていただきます。

普通地方公共団体の長は、これは都竹市長です。第221条第3項の法人について毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないとなっています。

この政令っていうのは、自治法の施行令のことです。施行令で言いますと、第173条なんです。それには何て書いてあるか。「地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする」とされているんです。

及びですよ。及びってというのは、アンドです。オアじゃないんです。今まで市は事業計画を出してきたことがあるでしょうか。私は明らかに、この、法令を違反していると思うんです。

それで一番大事なのは、一番市民が関心を寄せているのは、多額なコンサル料金を払ってどのようにこの株式会社飛驒ゆいになるかという、そこを見ているわけですよ。市は、会計監査だけを出してきて事業計画は出てきてないじゃないですか。

どのようにコンサルからの指示が得られたのか。どう生かされているのか。その書類を徴として出すのが行政のやる仕事じゃないですか。この法令に基づいて。この第243条に抵触していると思うんですが。

今の飛驒市の状況はいかがお考えか伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

はい、すべての件についてお答えできるとは思いません。

今ほど御指摘の第243条の関係、また173条に連動するということでございます。

こちらについては、私ども確認をいたしました。議員のおっしゃるとおりでございます。今まで報告のみであって、計画というものの提出はございませんでした。これはおっしゃるとおりです。

したがって、私どもが今思っておりますのは、今期については株主総会の議事の関係で、新年度事業といいますか新年度計画の承認はされておりましたので、次期からは間違いなく、おっしゃったように報告、事業計画の報告はさせていただくように、努めるといいますか、行ってもらいます。

○13番（高原邦子）

臨時株主総会を開けばどうですか。そして、きちんと。

いいですか。資本金1億円の会社が飛驒市内どれだけあるんでしょうか。ものすごい会社だと思いますよ。そこに市は、予算を8割ですか。出しているわけなんですよ。税金なんですよ。それを次のときから、何、悠長なこと言っているんですか。そんなことで、しっかりこの会社がやっていけると思っておりますか。早く出してくださいよ。この地方自治法に違反しないように。どうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

おっしゃったように会社の方と、至急、詰めさせていただきます。

○13番（高原邦子）

市長にお伺いしたいと思います。

監査には、会計監査と、業務監査というものがございます。会社法でいうならば業務

監査っていうのは、会社法変わっているんでちょっと違っていたら申しわけないんですが、各会社に絶対設置しなきゃならないとかそういうことではなかったと思います。

しかし私はこういった公のお金で、市のお金が入っているこの第243条の立法趣旨というのは、どうして決算とそして事業報告と計画を求めているかというその立法趣旨にかんがみると、私は会計監査も大切ですが、会計監査には税理士事務所等々が入っていますし、それよりも1番大事なのは、業務監査だと私は思っています。

業務監査にはいろんな方法があると思うんですが、市は、ぜひ業務監査という形で、事業計画がちゃんと進んでいるのかどうか、それをやってくべきだと思うし何のために、コンサル業務で多額のお金を投入してやってきたのか。その点、業務監査に関する市長の考え、伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるとおりだと思っております。自治法が報告を求めておるのは、結局、税金が原資になって出資になっていますから毀損した場合に、結果として市民の負担になるのでそれをやっぱり常日ごろ、チェックしていく必要があるということが立法趣旨なんだろうというふうに思います。

ですから、出資金をきちんと毀損しないように何をやっていくかというところが大事だということを考えれば、当然、決算ももちろんですが何をやってきたのか、何をやっていくのかということが大事だろうと思います。

ですから、法律に書いてあるからということももちろんなんですが、市民の税金による出資金を毀損しないということを前提に考えると、それに見合った関係のとり方というのを考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

株式会社飛驒ゆいという会社になった一ついい機会でありますから、市との関係のあり方っていうのも見直していきながら、あるいは物の言い方ということも考えていきたいなと思います。

それから株式会社飛驒ゆいっていうのは指定管理の部分がかなりのウエートを占めており、もちろん指定管理以外の部分も大いにやっていってもらいたいというふうに思っておりますし、それによって利益を上げていってもらいたいという希望も私は思っておりますけども、指定管理の部分になりますと指定管理に出している主体としての市の話の聞き方、意見の方というものもありますので、今回、取締役に入っておりませんので経営陣ではないわけですが、今の自治法の求める趣旨による株主としての立場、それから指定管理を出している立場、両方いろんな言い方あると思います。

いずれにしても大事なことは、市民の税金を毀損しないということ、そして何よりも、市が、この会社を通じていろんな活動の中で、観光収入、観光誘客を増やすことを含めて、活性化をしていくことが大きなテーマだというふうに思っています。そういった考

え方の中で、株式会社飛騨ゆいとの関係をもう1回再構築していこうと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結し、報告第11号を終わります。

◆日程第7 議案第113号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
て
から

日程第8 議案第114号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
て

◎議長（葛谷寛徳）

日程第7、議案第113号、及び日程第8、議案第114号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2案件につきましては、会議規則第35条の規程により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは議案第113号及び議案第114号につきまして説明をさせていただきます。初めに議案第113号でございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

推薦の意見を求める者、氏名、田口理子。生年月日、昭和27年2月27日。住所、飛騨市河合町角川1566番地2。提案の理由、任期満了による候補者推薦（再任）でございます。なお、略歴につきましては裏面のとおりでございます。

続きまして議案第114号でございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、荒木美鈴。生年月日、昭和22年1月17日。住所、飛騨市宮川町桑野529番地。提案の理由、任期満了による候補者推薦（再任）でございます。なお、略歴につきましてはこちらも裏面のとおりでございます。よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより一括質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第113号及び議案第114号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に議案第113号について採決いたします。

お諮りいたします。田口理子君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

続きまして議案第114号について採決いたします。

お諮りいたします。荒木美鈴君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

◆日程第9 議案第115号 財産の無償貸付けについて（旧起し太鼓会館跡地）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第9、議案第115号、財産の無償貸付けについて（旧起し太鼓会館跡地）を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは説明をさせていただきます。

議案第115号、次のとおり財産を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付する財産の種類は、土地及び建物でございます。

2、所在及び数量でございますが、土地につきましては、飛騨市古川町朝開町1315番地、現況地目は宅地でございます。面積は1,599.17平方メートル。同じく1316番地、宅地でございます。548平方メートルでございます。建物につきましては、1315番地上にございます、木造瓦葺平屋建てでございますが、約202.2

7平方メートル、同じく木造瓦葺平屋建ての13.22平方メートルでございます。

3、貸付けの相手方でございます。飛騨市古川町朝開町1315番地、地場産市場ひだ合同会社、代表社員、中家久和。

4、無償貸付けの理由でございます。前賃貸借契約者であります(株)グリーンポケット飛騨、こちらからの申し出によりまして、平成28年8月31日をもって、農産物販売を主とする業務を終了いたしました。

この営業終了につきましては、事前の通告が農産物の生産、納品者に十分周知されていないことから、計画的に農作物の作付けを行ってまいります。生産農家につきましては非常に混乱がされておりました。

市といたしましては、この事態収束を図るため、緊急措置といたしまして無償貸付けをするものでございます。

5、無償貸付期間でございますが、議決をしていただいた日から平成29年3月31日までの期間を予定しております。

なおその後でございますが、平成29年4月以降につきましては、指定管理等を含めました形で検討したいというふうに考えております。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長(葛谷寛徳)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番(野村勝憲)

趣旨は分かります。ただ1点、お願いしておきたいのは、現在、三寺めぐり朝市がありますね。これは70歳以上の方が、生きがいを持ってということを目的にされて、無償貸付けがスタートしたということです。

ぜひお願いしたいのは、今度は大量な農産物が新しいところに販売されると思います。したがって、悪い影響が出ないように、例えば価格競争に入らないように、あるいは商品の品ぞろえを、きちっとできるだけ分けてやるとかそういったところアドバイスをお願いしたいと思います。

◎議長(葛谷寛徳)

答弁を求めます。

□商工観光部長(石腰豊)

はい、御提案ありがとうございました。

その件につきましても、三寺めぐり朝市の方の方とも話は進めていますし、競合バッテリー等しないようにそれぞれが共存していただきたい。飛騨市のためにぜひとも協力していただきたいということで、思っておりますので、十分に対応させていただきます。ありがとうございます。

◎議長(葛谷寛徳)

以上で質疑を終結いたします。お諮りをいたします。ただ今、議題となっております議案第115号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第115号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第116号 飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について
から

日程第41 認定第15号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第10、議案第116号、飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第41、認定第15号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの32案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第127号から議案第132号にて提案しております、補正予算の審議をお願いするにあたり、その概要についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」の創造に向けて、6月の肉付け予算を補完し充実を図る事業を計上いたしました。

予算総額や事業の数は決して多くはありませんが、市民の一つ一つの願いにきめ細かく応えられる予算とするよう努めたところです。

本補正予算における主要施策の概要と趣旨について、4つの視点からご説明申し上げます。

1点目は、市民の皆様の強いご要望にいち早くお応えする事業を盛り込みました。

まず、市営バス運行事業でございます。「市民と市長の意見交換会」において多数のご

意見・ご要望をいただいたことから、現地でのアンケート調査や聞き取り調査、延べ11回にわたる関係地区での説明会を行ってまいりました。その結果を踏まえ、10月から1日乗車券・シルバーフリー定期券の新設を行うほか、路線の変更、ダイヤ改正を行ってまいりたいと考えております。

また、神岡振興事務所の窓口が3階に設置されていることについて、「3階に足を運ぶことは高齢者等には負担が大きい」との声が多いことにお応えし、市民窓口となる市民福祉係を3階から1階に移転することとし、所要の経費を計上しております。

2点目は、市民の皆さんが直面している身近な暮らしの課題解決に向け、急ぐべき事業を盛り込みました。

雪の多い本市においては、屋根の雪下ろし作業が大きな課題となっております。新たな取り組みとして、雪下ろし作業等の依頼にワンストップで対応する「雪下ろしサポートセンター」を市からの委託により吉城建設業協会に設置いたします。加えて「雪下ろし作業困難世帯」への支援制度を利便性の高い形で創設いたしたいと思っております。

高齢者介護では、在宅介護の現場において、要介護者とその家族にとって大きな負担となっている排泄介助の支援に取り組むこととし、その負担軽減に寄与する「水洗式ポータブルトイレ」の普及を進めるため、国が定める福祉用具購入費の保険給付対象費用限度額10万円を市の裁量により50万円に増額いたします。福祉用具購入費での市町村上乘せ給付については、全国初の取り組みとなります。

障がい福祉においては、重症心身障がい児の生活と家族のレスパイトを支援するために、高山市内に新たに開設される療養通所介護事業所の利用にかかる給付事業に加え、送迎費の一部を助成する制度を導入します。

3点目は、私の重要な政策テーマの一つである交流人口の拡大について着手できる環境が整ったもの、拡充を図るべきものについて予算計上をいたしました。

観光振興において、北陸圏を重要な誘客ターゲットととらえているところですが、その中で、新たに富山県からのバスツアーの企画実施や北陸圏での観光PR事業についての話がまとまりましたので、今回、事業として盛り込みました。

また、本年10月から、現在運行している高山―新宿間の高速バスのうち、1日1往復が、念願かないまして飛騨古川まで乗り入れされることとなりました。これを受け、高速バスの利用促進事業を行い、関東圏からの誘客を図ってまいります。加えて、6月の肉付け予算で計上した「コンベンション誘致推進事業」については、隣接する高山市や下呂市と肩を並べ、他市との差別化を図るため、両市の支援の内容を踏まえまして、事業内容をさらに拡充する予算を盛り込んでおります。

また、スーパーカミオカンデの一般公開が、政府の要請に基づきまして11月に試験的に実施されることとなりました。これに伴い、東京大学宇宙線研究所、宇宙まるごと創生塾飛騨アカデミーと連携し、一般公開の支援を行うとともに、市主催のイベント開催等を通じた事業を展開し、飛騨市が誇る最先端宇宙物理学研究を市内外に広く発信い

たします。

4点目は、現在起こっている喫緊の課題に対応するための事業であります。

今年度に入り、市内の酪農家一軒が廃業されたことに伴い、市内で生産される生乳生産量の過半を失う事態が発生いたしました。このための緊急対策として、増頭を対象にした乳用牛を貸し出す「乳用牛導入基金」を新たに創設し、市内酪農の安定的発展を支援してまいります。

また、飛騨神岡高校及び吉城高校の定員割れが続く中、市内外からの入学促進を図るため、両校の魅力を掲載した情報紙を市が作成し、中学3年生が高校進学の見直しを始めるタイミングに合わせて、飛騨地域2市1村に配布する事業を行います。

このほか、建設事業では、国の経済対策補正予算に対応できるよう、道路・橋梁の改修や市営住宅の長寿命化に要する経費を計上いたしました。

続いて、本補正予算における財源調整についてご説明申し上げます。

今回の補正予算に必要な財源については、給与所得の増加による個人市民税の増額分、国の経済対策補正予算に呼応した国庫補助金の追加要望額及び関連する市債のほか、平成27年度決算の確定に伴う前年度繰越金と普通交付税の上振れ分等により確保いたしました。

なお、普通交付税については、今年度分の算定から、平成27年国勢調査人口が反映されるため、人口減少がどの程度、交付税額に影響を及ぼすのか注視しておりました。

人口減少や合併特例の段階的縮減による影響については、数値急減補正や市町村の姿の変化に対応した算定方法の見直しが行われることとなり、当初予測していたよりも減少幅が縮小し、今年度は当初予算での計上額をやや上回る交付税額が確保できたところです。

今後も国の地方財政計画を参考にしながら、常に長期的な財政見通しを踏まえ、バランスのよい予算編成と執行にあたっていきたいと考えております。

このたび提案する補正予算額につきましては、一般会計は、2億7,637万6,000円を増額し、補正後の予算額は、177億3,369万4,000円となります。

また、特別会計については、1億1,435万円を増額し、補正後の予算額は、85億6,596万1,000円。企業会計は、国民健康保険病院事業会計において、給食サービス提供業務委託等にかかる債務負担行為を定めるものであります。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。

条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させますのでよろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは、今回提案させていただきます条例等の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第116号、飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について及び議案第117号、飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法の改正に伴い改正を行うものです。

議案第118号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ことし10月1日からの地域公共交通事業変更に伴い改正を行うものです。

議案第119号、飛騨市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い改正を行うものです。

議案第120号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、居宅介護福祉用具購入費に係る保険給付の支給限度基準を改正するものです。

議案第121号、茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、施設整備事業の見直しに伴う変更です。

議案第122号、財産の無償譲渡につきましては、用途廃止した旧神岡町釜崎下公衆トイレを、地域での利活用促進を図るため、特定非営利法人に無償譲渡するものです。

議案第123号、飛騨市乳用牛導入基金条例につきましては、酪農経営の安定と活性化を図るため、乳用牛導入基金を設置するものです。

議案第124号飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、壱之町駐車場の施設管理を移譲することに伴う改正です。

議案第125号、財産の無償譲渡につきましては、壱之町駐車場の施設管理の移譲に伴い、アスファルト舗装及び外灯1基を土地所有者に無償譲渡するものです。

議案第126号、字区域の変更につきましては、地籍調査事業に伴い、神岡町西地区の字区域の変更を行うものです。

次に、認定第1号、平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第15号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの15件につきましては、地方自治法ならびに地方公営企業法の定めにより監査委員の意見書をつけて認定に付するものでございます。概要説明をさせていただきます。

平成27年度は、人口減少対策や地域活性化対策等、喫緊の課題への対応などにより、計8回の補正・専決予算を編成し、前年度繰越明許費を含む最終予算額は、一般会計では、200億4,677万5,000円、特別会計では、87億8,370万3,000円となりました。これに対し、一般会計の決算は、歳入199億6,839万4,000円、歳出184億2,497万円。翌年度へ繰り越すべき財源3億3,081万円を除いた実質収支は、12億1,261万4,000円となり、地方自治法の規定に基づく基金編入額6億1,000万円を除いた6億0,261万4,000円が翌年度への純繰越金となりました。

また、特別会計の決算は、歳入87億3,960万円、歳出85億2,583万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源712万6,000円を差し引いた2億0,664万円が純繰越金となりました。

次に、一般会計における主な歳入について申し上げます。

市税は、一部企業の業績回復に伴う法人市民税の増加により、前年度と比較し、1,631万4,000円の増、地方消費税交付金は、消費税率引上げの影響により、1億9,274万4,000円の増、普通交付税は、ほぼ横ばいの73億6,989万円となりました。

また、県支出金は、建設事業や災害復旧事業の増加により、4億2,893万4,000円の増、地方債は、合併特例事業債や災害復旧事業債の増加により、2億3,043万9,000円の増となりました。

このほか、がんばれふるさと応援寄付金が、1億0,792万3,000円増加するなど自主財源の確保に取り組みました。

歳出につきましては、入園・入学祝い金交付事業、指定管理施設抜本的改革事業、国の地域活性化交付金を活用した消費喚起・生活支援事業や地方創生事業、ふるさと納税返礼制度の充実など、人口減少対策や地域活性化対策事業に重点的に取り組むとともに、

ハード事業では、宮川振興事務所・宮川町公民館複合施設建設事業、神岡振興事務所耐震改修事業、デジタル移動系防災行政無線整備事業など、市民生活を支える基盤の整備や防災体制の更なる充実を図りました。このほか、土地開発基金の廃止に伴う財政調整基金への積立に4億円、クリーンセンター火災事故対応に1億6,313万7,000円など行政運営に必要な経費を執行しました。

以上により、普通会計における実質単年度収支は、4億4,905万円と6年連続の黒字となりました。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は84.0%と前年度比1.2ポイント改善しました。

以上、提出しております条例改正及び決算概要説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、補正予算、条例関連、決算概要の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員から平成27年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算審査ならびに健全化判断比率及び資金不足比率に対する意見の報告を求めます。

〔代表監査委員 福田幸博 登壇〕

□代表監査委員（福田幸博）

平成27年度の各会計の決算審査については、過日、森下真次監査委員と私福田幸博とで審査致しましたのでその報告をさせていただきます。

平成27年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見の

提出について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された平成27年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類ならびに基金運用状況について審査したので、次のとおり審査意見を提出する。

1頁をお願いします。

平成27年度飛騨市一般会計・特別会計、歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見、第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法については、記載のとおりですので省略させていただきます。

次ページをお願いします

第4、審査の結果、1. 審査に付された各会計歳入歳出決算書及び政令で定められた書類はいずれも法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であることを認めた。また、予算の執行状況は適正妥当であり、おおむね所期の目的を達成したものと認めた。

2. 基金の運用の状況を示す書類は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であり設置目的に適合するとともに、効率的に運用されていることを認めた。

審査の概要及び意見は次に述べるとおりである。以下、詳細はお手元に配布の審査意見書通りですが、特に、本市の財政は、地価の下落等の影響により、固定資産税収入が減少となったが、一部企業の業績回復に伴う法人市民税の増加、がんばれふるさと応援寄附金等の増加により自主財源は、31.2%確保することができた。しかしながら、全国で自然災害が発生しており、今後は今年度のような寄附金等を見込めるとは予想できず、地方交付税等の依存財源も抑制されてくる等、厳しい状況になると思われる。

今後も市税等の自主財源の確保に努めるとともに、市民サービスが低下することがないよう、時代ニーズにあったきめ細やかで柔軟な施策を講じながら、市民が「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」であると実感できるまちづくりと、健全かつ公正な財政運営に一層努力されることを期待する。

次に、別冊の公営企業会計決算審査意見書をごらん下さい

平成27年度飛騨市公営企業会計決算審査意見の提出について。地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計及び飛騨市水道事業会計の決算について審査したので、次のとおり審査意見を提出する。

1ページをお願いします。平成27年度飛騨市公営企業会計決算審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法は、記載のとおりですので、省略させていただきます。

第4、審査の結果、審査に付された各企業の決算諸表は、経営成績及び財政状況が適正に表示されており、計数は正確であることを認めた。審査の概要と意見については、次に述べるとおりである。以下、詳細はお手元に配布の審査意見書のとおりですが、特

に、国民健康保険病院事業会計については、病院経営改革での指導により3ヶ年の中期計画が立てられたので、経営状況の的確な分析、医療サービスの向上及び収支改善に向けた実効性のある取り組みをし、目標を達成されたい。

次に、水道事業会計については、安定した財政が維持され、良好な事業運営が図られているが、簡易水道事業が上水道事業に統合されたことに伴い、施設の点在化や老朽施設の更新の必要性が高まり経営環境がより厳しくなることが予想される。したがって、経営環境の変化に対応するための経営戦略を策定し、計画的な経営を行っていくよう図られたい。

次に、別冊の健全化判断比率審査意見をごらん下さい。

平成27年度健全化判断比率、資金不足比率の審査意見について。地方公共団体の財政健全化に関する法律第3号第1項の規定により審査に付された健全化判断比率ならびに同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

1ページをお願いします。Ⅰ、平成27年度健全化判断比率審査意見書、1の審査の対象から3の審査の方法までについては、記載のとおりですので、省略させていただきます。4、審査の結果(1)総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。(2)個別意見、①実質公債費比率は、年々改善され当年度は、前年度と同じく12.7%となった。また早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っている。②将来負担比率も年々改善され当年度は、前年度より2.1ポイント改善し数値なしとなった。また早期健全化基準の350%と比較するとこれを大きく下回っている。

次に、2ページをお願いします。Ⅱ平成27年度資金不足比率審査意見書、1の審査の対象から3の審査の方法までについては、記載のとおりですので、省略させていただきます。4、審査の結果、(1)総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。(2)個別意見、すべての会計で資金剰余額が確認され、資金不足比率は認められなかった。

以上で決算審査結果の報告を終わります。

〔代表監査委員 福田幸博 着席〕

◎議長(葛谷寛徳)

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。ここで市長より発言の申し出がありませんので、これを許可します。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長(都竹淳也)

監査委員のお2人に対しまして御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

両監査委員におかれましては、長期間に渡りまして、慎重に監査をいただき誠にあり

がとうございました。監査を通して指導を賜りました内容につきましては十分留意し、改善と適正、適法な運営に向けて引き続き努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども御礼のご挨拶に替えさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言を終わります。

ただ今、提案説明及び決算概要説明ならびに決算審査意見報告がありました議案第116号から認定第15号までの32案件につきましては、9月12日、9月13日、9月14日の3日間、質疑を予定しております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いいたします。

なお、質疑・一般質問の発言通告書は、9月5日、月曜日、午前10時が締め切りであります。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、9月3日から9月11日までの9日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、9月3日から9月11日までの9日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。

（ 散会 午前11時45分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（12番）

森下 真次

飛騨市議会議員（13番）

高原 邦子